

4 都薬業発第 5 号

令和 4 年 5 月 27 日

地区薬剤師会担当役員 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

副会長 高橋 正夫

令和4年度 薬局における自宅療養等の患者に対する
薬剤交付支援事業の再開について

平素より本会会務にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和4年3月1日から厚生労働省の事業として実施した「薬局における自宅療養者等の患者に対する薬剤交付支援事業」について、「令和4年4月22日発 4都薬業発第2号」で配送料等の補助を令和4年4月30日で終了する旨のお知らせをさせていただきました。

この度、5月15日までにご入力いただいた4月30日までの請求分を精査いたしましたところ、見込んでいた予算額より少ない事が判明したことから、今後1か月程度配送料等の補助が利用可能と予測できます。

つきましては、令和4年5月1日から令和4年5月31日までの患者宅への配送料等の請求、報告を、令和4年6月15日までに入力フォームからご入力下さいますよう貴会会員へご周知下さいますようお願い申し上げます。

また、請求の際には、3月分、4月分同様、請求の根拠となる資料の提出が必要です。

なお、今後につきましては、6月15日までにご入力いただいた請求を確認した上で、予算額を超えていた場合は、5月中であっても31日以前の配送等の実施日で打ち切りさせていただく場合があることを申し添えます。

入力フォームは、3月分、4月分で利用したフォームをそのままご利用いただけます。

入力フォーム https://eform.site/tpa_yakuzai2022/users/login

※ Eメールでのお問合せのご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

東京都薬剤師会 薬局業務課

三浦・高橋・土谷

E-mail:yakuzai-koufu@toyaku.or.jp